2012年 JMRC中部ラリーシリーズ戦規定

第1条 目 的

JAF中部地域クラブ協議会のラリーシリーズとして参加者及びオーガナイザークラブ間の親睦および初級者・若年者の育成を図りJMRC中部の発展を目的とする。

第2条 シリーズ戦

- 1. 下記のシリーズを設ける。
 - (1) JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - (2) JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ
- 2. 上記の2つのシリーズは同一競技会において併催することができる。 但し併催の場合、 参加者は2つのシリーズに重複して参加することはできない。

第3条 部 門

- 1. 下記の部門を設ける。
 - (1) ドライバ一部門
 - (2) コ・ドライバー部門

第4条 参加車両

- 1. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - (1) <u>2012</u>年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN車両、RJ車両またはRF車両とする。
 - (2) <u>過給器付きエンジンにおけるエアリストリクターを装着は任意とする。</u>
 <u>但し、エアリストリクターを装着する場合、そのサイズは最大内径33mm(外径:39mm 未満)とする。</u>

<u>さらに、DE-4クラスにおいてエアリストリクターを装着しない場合は、エンジンコントロールユニッ</u>ト(ECU)の変更、改造を認めない。

- (3) 最低重量については、2012年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章第7条に従うこと。
- (4) ランプポッドを装着する際は、RF車両も含めて2012年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第10条10. 2)に従うこと。
- 2. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ
- (1) 2012年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従った以下の車両とする。
 - A. RN車両
 - B. RJ車両
 - C. RF車両
 - D. 2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従って製作された車両(RB車両)で下 記のすべての条件を満たしたもの。
 - a. 2002年12月31日以前に運輸支局等に初年度登録された車両であること。
 - b. FIA公認車両またはJAF登録車両であること。FIA公認車両とJAF登録車両の両方の資格 を有する場合は、JAF登録車両として取り扱う。
 - c. 6点式以上のロールケージを装着していること。

- (2) ランプポッドは装着禁止とする。 但し、 メーカーラインオフ時に走行用前照灯が2灯式である車両については、 道路運送車両法を遵守することを条件に、 走行用前照灯2灯の追加が認められる。なお、 走行用前照灯を追加する際のボンネッ トの加工は一切認めない。
- (3) リストリクターの装着は義務付けない。
- (4) リストリクターの装着時を除き、 ECUの変更および改造は一切認めない。
- 3. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ・JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ共通事項
- (1) メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルトに加え、2012年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章第2条に定める4点式以上の安全ベルトを装備していること。
- (2) マフラーおよび触媒はメーカーラインオフ時に装着されている純正品に限定する。
- (3) エアクリーナーケースの加工は一切認められない。 エアフィルターについては純正品以外への変更が認められる。
- (4) 三角停止板2枚、 赤色灯、 非常用信号灯 (発煙筒) 2本以上、 牽引ロープおよび救急用品を搭載すること。 これらは走行中に浮遊物とならないように、確実に固定すること。
- (5) 少なくとも2012年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章第3条3. 1) に定める手動消火装置を装備すること。
- (6) ホイールおよびタイヤについては、2012年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第 6条に従うこと。なお、 RF車両はRJ車両規定に従うこと。
- (7) 各競技会特別規則書に規定することによって、 タイヤの仕様や本数等の制限を加えることができる。 (本規定付則参照)

第5条 クラス区分

1. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ

DE-4クラス:気筒容積3000ccを超える車両

DE-3クラス:気筒容積1500ccを超え、3000cc以下の車両

DE-2クラス:気筒容積1500cc以下の車両

但し、異なる車両区分(RN、RJ、RF)でのクラス分けは行なわない。

2. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ

気筒容積、駆動方式および異なる車両区分(RN、 RJ、RB、RF)によるクラス区分は行なわない。

第6条 クルーの装備品

- 1. 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルおよび第2種アベレージラリー開催規定第4条3. に該当する 区間を行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必ず4点式以上の安全ベルト、ヘルメッ ト、グローブお よびレーシングスーツを着用すること。 但しコ ・ ドライバーについてはグローブの着用を免除する。
- 2. ヘルメットおよびレーシングスーツは、2012年のJAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」 に従ったものとする。
- 3. 上記 1. の場合以外でも、競技中は長袖長ズボンを着用すること。

第7条 参加資格

- 1. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - (1) ドライバーおよびコ・ドライバーは、当該車両を運転するのに有効な運転免許証を取得後1年以上経過していること。
 - (2) JMRC中部加盟クラブ員であり、 かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。

- (3) 1チーム2名限定とする。
- (4) 20才未満の参加者は、 親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。
- (5) 上記(2) 以外の者においては、主催者の判断により参加を認める。
- 2. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ
 - (1) ドライバーは、ドライバーとして、過去5年以内のJMRC各地区のラリーシリーズまたは、JAF地方 ラリー選手権においてシリーズ3位以内に入賞した経験がない者であること。
 - (2) JMRC中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。
 - (3) 1チーム2名限定とする。
 - (4) 20才未満の参加者は、 親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。
 - (5)上記(1)および(2)以外の者においても、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していることを条件に、 主催者の判断により参加を認める。 但しその場合、 上記(1)に該当しない者を含むクルーは賞典外とし、ポイントを獲得することはできない。
 - (6) 参加資格について疑義がある場合は、 その証明責任は参加者にあるものとする。

第8条 ポイント

1. 各クラスとも下表に従ってポイントを与え、下記(7)に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	完走
得点	1 0	8	6	4	3	2	1

- 2. 各クラスの参加出走台数が3台に満たない場合、 そのクラスのポイントは上記のポイントにO. 5を乗じたポイントとする(小数点以下1桁まで有効とする)。
- 3. 全開催数-1戦のポイント総数を有効ポイントとする。但し、競技会開催数が全6戦を超えた場合は、最高5 戦までを有効ポイントとする。 また、 全開催数が3戦以下の場合は全戦有効ポイントとする。
- 4. 有効ポイントが同点の場合は、 下記の方法で順位を決定する。
 - (1) 全開催数が3戦以下の場合、 当該年度における当該ラリーシリーズのオーガナイザークラブ・団体に所属 する者を上位とする。
 - (2) 上位ポイントの獲得回数の多い順。
 - (3) 当該競技者が得た全ての得点のうち、上位得点の獲得回数の多い順。
 - (4) 参加台数の多い競技会のポイントを優先する。
 - (5) JMRC中部ラリーシリーズ主催者会議にて決定する。
- 5. JMRC中部ラリーシリーズのポイントは、最終集計時に以下に該当する者のポイントは全て抹消される。
 - (1) 当該シリーズ最終戦終了時までに、JMRC中部に加盟するクラブ・団体の所属員(クラブ員)であることの証明ができなかった者。
- 6. 国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された競技者(ドライバー、コ・ドライバー)は、失格となった 競技会を含み、 以前のポイントを剥奪する。
- 7. 上記 5. および 6. に該当する者がいた場合、各競技会のポイントの再集計は行なわず、 シリーズ順位の みを繰上げる。
- 8. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズにおいては、近畿地区において開催されるJAF中部・近畿ラリー 選手権戦もポイント獲得対象競技会とする。

第9条 参加の制限

- 1. 再車検を拒否した場合は、その競技会は失格とし、かつ当該シリーズのポイントは全て剥奪し、以降当該年度の当該シリーズ戦競技会への参加を認めない。
- 2. オーガナイザーが事前走行と認めた車両に乗っていた者は、それまでの全てのシリーズポイントを剥奪し、以 降当該年度の全てのシリーズ戦への参加を認めない。

第10条 シリーズ表彰

各シリーズともに各クラス・各部門1位を表彰対象とする。但し、参加台数およびクラス成立した競技会回数により表彰対象枠の変更を行なう。

第11条 表彰式

「JMRC中部 Motor Sports day 2013」 にて開催される表彰式で行なう事を原則とする。

第12条 入賞者の義務

入賞者は、 表彰式への出席を義務付ける。 但し、 やむを得ず出席できない場合は、 その理由と代理人をラリー専門部会に報告すること。

第13条 JMRC全国オールスターラリー出場権

以下の優先順によりJMRC全国オールスターラリーへの出場権が得られるものとする。

- 1. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ1位~3位のドライバー
- 2. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ 1 位のドライバー
- 3. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ4位~6位のドライバー
- 4. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ2位~3位のドライバー
- 5. 上記以外でJMRC中部ラリー専門部会が特別に推薦する者

(付則)

2012年JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズおよびチャレンジシリーズに参加する場合は、Sタイヤの使用を禁止する。(オープンクラス等併設のクラスについては、適用されません)

Sタイヤの銘柄例

タイヤメーカー	ブランド名	使用禁止タイヤ銘柄
ダンロップ	DIREZZA	93J/98J/01J/02G/03G
ブリヂストン	POTENZA	520S/540S/55S/11S
東洋ゴム	PROXES	FM9R/08R/881/888
横浜ゴム	ADVAN	021/032/038/039/048/050
メーカ問わず		海外メーカ製造、通称Sタイヤ等。

この表は、あくまでも現状で一般的にSタイヤと認識されている銘柄を列挙したものであり、原則Sタイヤ (セミレーシング) は禁止と考えてください。上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断された場合、猶予期間を待たず使用を禁止する場合がありますのでご注意ください。不明な場合は主催者に問い合わせして下さい。

以上